荒川区の国保事業

令和４年版

荒川区福祉部国保年金課

目　次

１　荒川区国民健康保険運営協議会
⑴　委員の選出及び定数　１
⑵　開催状況　１
⑶　委員名簿　１
２　組織及び事務分掌
＜係別職員数の状況＞　２
３　被保険者
⑴　被保険者資格　３
⑵　退職者医療制度　３
⑶　被保険者加入状況の推移　３
付表１　外国人加入者状況の推移　３
付表２　被保険者数の内訳の推移　４
⑷　被保険者数の年齢別状況　４
⑸　資格取得及び喪失の事由別状況　５
４　保険料
⑴　保険料（医療給付費分）の算出方式　６
⑵　保険料（後期支援金分）の算出方法　６
⑶　保険料（介護納付金分）の算出方法　６
⑷　保険料の収納状況の推移　７
①現年分　７
②滞納繰越分　８
⑸　保険料負担額状況（現年分）　９
⑹　令和３年度保険料減額賦課の状況　９
⑺　保険料の減額・免除、徴収猶予　１０
⑻　保険料の納付方法別収納状況　１０
⑼　督促及び催告の状況　１０
５　保険給付
⑴　保険給付の種類　１１
⑵　医療費の状況　１３
⑶　一人当たりの医療費の状況　１４
⑷　受診率の状況　１４
⑸　高額療養費の状況　１５

⑹　その他の保険給付の状況　１５
⑺　不正・不当利得、第三者行為　１５
⑻　一部負担金の減額・免除　１６
６　保健事業
⑴　保養施設の開設　１７
⑵　医療費通知　１８
⑶　貸付事業　１８
⑷　脳ドック受診費用助成　１８
⑸　糖尿病等重症化予防　１９
⑹　ジェネリック医薬品利用差額通知　１９
７　特定健診・特定保健指導事業
⑴　特定健康診査　２０
⑵　特定保健指導　２０
８　経理
⑴　国民健康保険事業特別会計の決算（令和３年度）　２１
⑵　国民健康保険事業特別会計決算額の推移　２２
⑶　国民健康保険事業特別会計への財政運営等　２２
９　国保のあゆみ　２５

（参考）事業年報　３５

1　荒川区国民健康保険運営協議会

荒川区は、国民健康保険法第11条第2項に基づき、荒川区国民健康保険運営協議会（附属機関）を設置しており、区長は、国民健康保険の保険料や給付割合など事業の運営に関する重要な事項について国民健康保険運営協議会の意見を求め、国民健康保険事業を進めていくことになっています。

（1）　委員の選出及び定数

①　被保険者を代表する委員 …… 6名
②　保険医又は保険薬剤師を代表する委員 …… 6名
③　公益を代表する委員 …… 6名
④　被用者保険等保険者を代表する委員 …… 3名

（2）　開催状況

第１６２回 令和４年２月１８日～ 令和４年３月７日 （書面開催）	＜ 諮問事項 ＞ 荒川区国民健康保険における保険料率等の改定について

（3）　委員名簿（令和4年4月28日現在）

区　分	氏　　名	摘　　要
被保険者 代表委員 （6名）	戸　叶　　修 金　田　　博 三　浦　裕　一 鷲　見　志　雄 杉　山　　進 伊　藤　利　博	
保険医等 代表委員 （6名）	土　屋　　譲 長谷川　健　司 太　田　誠一郎 松　永　泰　典 角　　譲 藤　代　祐　治	
公益代表委員 （6名）	北　城　貞　治 山　口　幸一郎 明　戸　真弓美 斉　藤　邦　子 夏　目　亜　季 河　内　ひとみ	
被用者保険等 保険者 代表委員 （3名）	齊　藤　祐　二 和　田　守　晶 （欠員1名）	（ＡＤＥＫＡ健康保険組合） （三菱電機ビルソリューションズ健康保険組合）

令和4年11月30日まで

2 組織及び事務分掌

（令和4年4月1日現在）

区長

運営協議会

副区長

福祉部

国保年金課

管理係（7名）

1 国民健康保険事業の計画、調整及び調査に関すること。
2 国民健康保険事業の財政に関すること。
3 荒川区国民健康保険運営協議会及び関係団体に関すること。
4 国民健康保険の保健事業に関すること(保険給付係に属するものを除く。)。
5 課内他係に属しないこと。

係長　１名
制度担当係長　１名
係員　４名
事務嘱託員（会任）　１名　　※会任 … 会計年度任用職員

国保資格係（17名）

1 国民健康保険被保険者の資格取得及び喪失に関すること。
2 国民健康保険被保険者証に関すること。
3 国民健康保険料の賦課及び減免に関すること。

係長　１名
担当係長　１名
係員　１0名
再任用　１名
事務嘱託員（会任）　４名

保険給付係（13名）

1 国民健康保険の保険給付に関すること。
2 国民健康保険の診療報酬の審査及び支払に関すること。
3 国民健康保険の一部負担金の減免に関すること。
4 国民健康保険の医療費適正化事業に関すること。
5 国民健康保険の保健事業に関すること。

係長　１名
係員　９名
事務嘱託員（会任）　２名／保健事業支援員（会任）　１名

保険料係（22名）

1 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
2 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納整理に関すること。
3 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の還付及び充当に関すること。

係長　１名
保険料担当係長　１名
係員　１１名
事務嘱託員（会任）　６名／滞納整理専門員（会任）　３名

後期高齢者医療係（11名）

1 後期高齢者医療制度の財政及び連絡調整に関すること。
2 後期高齢者医療被保険者の資格取得及び喪失に関すること。
3 後期高齢者医療保険料の賦課及び減免に関すること。
4 後期高齢者医療制度の給付に関すること。
5 後期高齢者医療制度の保健事業及び葬祭事業に関すること。

係長　１名
係員　７名
再任用　１名
事務嘱託員（会任）　１名／歯科健康診査事業支援員（会任）　１名

国民年金係（14名）

省略

係長　１名
係員　７名
事務嘱託員（会任）　２名／年金専門相談員（会任）　４名

区民生活部

区民課

区民事務所

届書の受理並びに被保険者証の発行及び訂正並びに保険料の収納に関すること。

課長	職員	会任職員	再任用	合計
１名	５７名	２５名	２名	８５名

3 被保険者

(1) 被保険者資格

荒川区内に住所を有する人は、国民健康保険の被保険者となります。ただし、次に掲げる人は除きます。

①健康保険、船員保険、国家公務員共済組合等の被保険者及び被扶養者
②生活保護受給世帯
③国民健康保険組合の被保険者
④後期高齢者医療制度の加入者
⑤ハンセン病療養所の入所者等
※特別養護老人ホームへの入所及び入院のため区外に転出する人は、入所・入院先で新たに加入するのではなく、引き続き荒川区の国民健康保険の資格を有することになります。

(2) 退職者医療制度

国民健康保険の65歳未満の被保険者で、老齢年金、又は通算老齢年金の受給権者のうち、次のいずれかに該当する人です。

①被用者年金保険の被保険者期間が20年以上の方、及びその被扶養者
②40歳以降の被用者年金保険の被保険者期間が10年以上の方、及びその被扶養者
※平成20年4月からの高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は原則廃止となりましたが、現行制度の円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として、制度を存続させる経過措置が講じられています。

(3) 被保険者加入状況の推移

（各年度3月31日現在）

年度	荒川区の世帯数	荒川区の人口			国保加入者		加入割合		対前年比	
		日本人 (人)	外国人 (付表1) (人)	合計 (人)	世帯数	被保険者数 (付表2) (人)	世帯 (%)	被保険者 (%)	世帯 (%)	被保険者 (%)
29	114,555	196,194	18,409	214,603	37,729	54,112	32.94	25.21	-3.06	-5.38
30	116,261	197,105	18,958	216,063	36,670	51,708	31.54	23.93	-2.81	-4.44
元	117,333	198,285	18,882	217,167	35,237	49,127	30.03	22.62	-3.91	-4.99
2	117,437	198,268	18,067	216,335	34,373	47,676	29.27	22.04	-2.45	-2.95
3	117,396	197,915	17,446	215,361	32,747	45,202	27.89	20.99	-4.73	-5.19

(付表1) 外国人加入者状況の推移

（各年度3月31日現在）

年度	外国人数 (人)	国保加入者		加入割合 (被保険者数)
		世帯数	被保険者数（人）	
29	18,409	7,976	10,171	55.25%
30	18,958	7,972	10,113	53.34%
元	18,882	7,231	9,193	48.69%
2	18,067	6,694	8,538	47.26%
3	17,446	5,805	7,487	42.92%

（付表２）　被保険者数の内訳の推移

（各年度3月31日現在）

年度	被保険者数（人）	一般		退職		後期高齢者	
		被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)	被保険者数(人)	割合 (%)
29	54,112	53,859	99.53	253	0.47	23,553	－
30	51,708	51,659	99.91	49	0.09	24,103	－
元	49,127	49,123	99.99	4	0.01	24,278	－
2	47,676	47,676	100.00	0	0.00	24,159	－
3	45,202	45,202	100.00	0	0.00	24,456	－

（４）被保険者数の年齢別状況（令和4年3月31日現在）

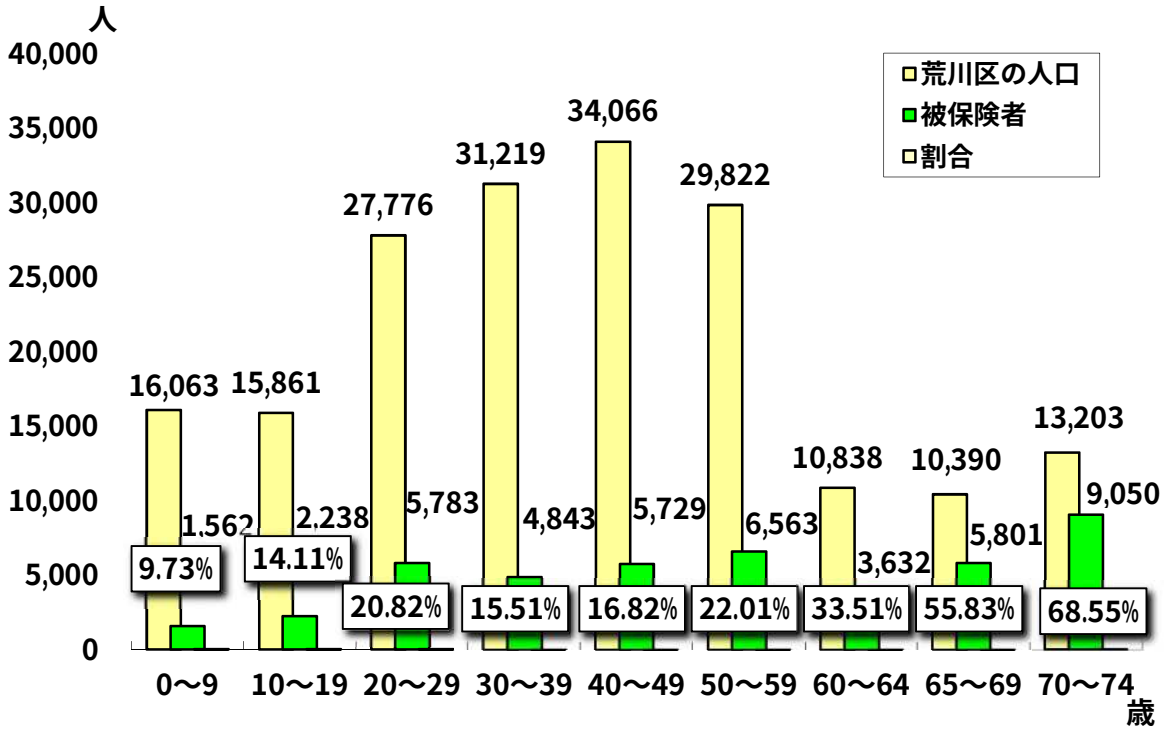

（５）資格取得及び喪失の事由別状況（令和3年度）

資格取得		資格喪失	
事由	被保険者数（人）	事由	被保険者数（人）
転入	3,889	転出	3,854
社保離脱	5,562	社保加入	5,526
出生	164	死亡	293
生保廃止	109	生保開始	282
後期高齢者離脱	0	後期高齢者加入	1,649
その他	353	その他	947
合計	10,077	合計	12,551

資格取得事由別状況

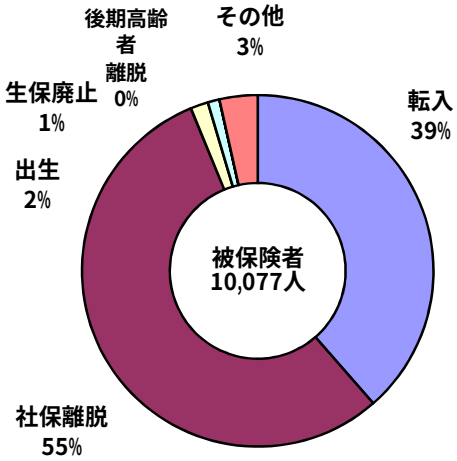

資格喪失事由別状況

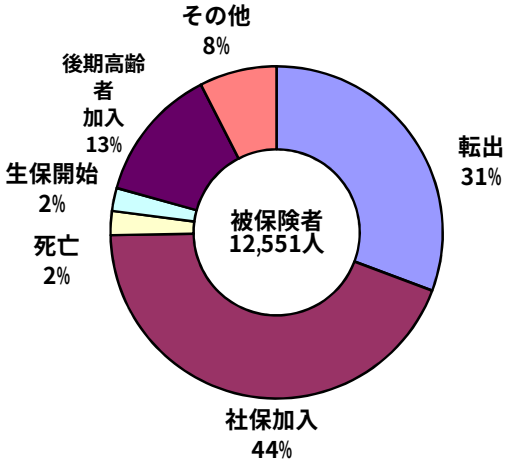

4 保険料

(1) 保険料(医療給付費分）の算出方式

年間保険料 ＝ 所得割額 ＋ 均等割額

区　　分		令和３年度	令和４年度
賦課率		５０％	５０％
賦課割合 （所得割：均等割）		５８：４２	５６：４４
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得　×　７．１３％	加入者全員の 旧ただし書き所得　×　７．１６％
	均等割額	1人当り　３８，８００円	1人当り　４２，１００円
限度額		６３０，０００円	６５０，０００円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(2)　保険料(後期支援金分）の算出方式

年間保険料 ＝ 所得割額 ＋ 均等割額

区　　分		令和３年度	令和４年度
賦課率		５０％	５０％
賦課割合 （所得割：均等割）		５７：４３	５６：４４
保険料率	所得割料率	加入者全員の 旧ただし書き所得　×　２．４１％	加入者全員の 旧ただし書き所得　×　２．２８％
	均等割額	1人当り　１３，２００円	1人当り　１３，２００円
限　度　額		１９０，０００円	２００，０００円

※保険料率は、23区全体の賦課率及び賦課割合をもとに算定しています。

(3) 保険料(介護納付金分）の算出方式

年間保険料 ＝ 所得割額 ＋ 均等割額

区　　分		令和３年度	令和４年度
賦課率		５０％	５０％
賦課割合 （所得割：均等割）		５６：４４	５７：４３
保険料率	所得割料率	介護第２号 被保険者全員の 旧ただし書き所得　×　１．９８％	介護第２号 被保険者全員の 旧ただし書き所得　×　１．９１％
	均等割額	介護第２号被保険者１人当たり １７，０００円	介護第２号被保険者１人当たり １６，６００円
限　度　額		１７０，０００円	１７０，０００円

※均等割額は、23区共通となっています。

(4) 保険料の収納状況の推移

①現年分

（単位：円）

年　度		調定分	収納額	未収額	居所不明分	収納率 (%)
29	一般	5,890,259,093	5,185,178,373	702,852,498	15,453,446	88.26
	退職	45,126,547	43,418,812	1,707,735	0	96.22
	計	5,935,385,640	5,228,597,185	704,560,233	15,453,446	88.32
30	一般	5,784,612,085	5,118,711,795	663,393,937	13,253,021	88.69
	退職	17,869,223	17,472,757	394,801	0	97.78
	計	5,802,481,308	5,136,184,552	663,788,738	13,253,021	88.72
元	一般	5,665,792,417	5,044,788,088	617,675,527	16,598,287	89.30
	退職	2,154,936	2,154,936	0	0	100.00
	計	5,667,947,353	5,046,943,024	617,675,527	16,598,287	89.31
2	一般	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
	退職	0	0	0	0	―
	計	5,320,736,507	4,720,440,671	598,692,576	12,422,929	88.93
3	一般	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91
	退職	0	0	0	0	―
	計	5,246,446,581	4,758,957,795	480,784,753	11,388,203	90.91

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。

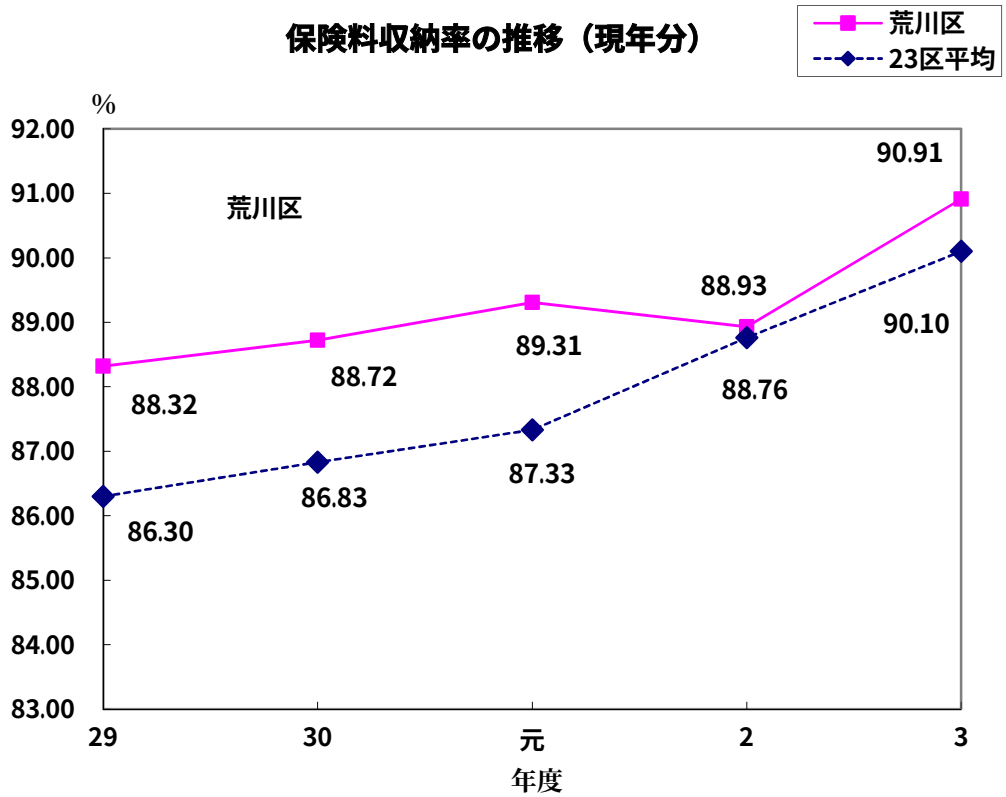

②滞納繰越分

（単位：円）

年　度		調定分	収納額	不納欠損	未収額	居所不明分	収納率(%)
29	一般	1,258,385,769	397,494,671	296,283,887	564,607,211	27,821,318	32.30
	退職	3,980,977	1,339,691	738,370	1,902,916	0	33.65
	計	1,262,366,746	398,834,362	297,022,257	566,510,127	27,821,318	32.31
30	一般	1,520,196,555	390,266,401	266,725,379	863,204,775	12,366,896	25.88
	退職	6,618,706	2,363,958	963,498	3,291,250	0	35.72
	計	1,526,815,261	392,630,359	267,688,877	866,496,025	12,366,896	25.93
元	一般	1,487,958,365	415,415,548	293,359,161	779,183,656	29,645,397	28.49
	退職	3,748,190	1,047,724	744,957	1,955,509	0	27.95
	計	1,491,706,555	416,463,272	294,104,118	781,139,165	29,645,397	28.48
2	一般	1,349,901,777	351,884,974	255,562,481	742,454,322	18,589,518	26.43
	退職	1,955,509	455,172	407,606	1,092,731	0	23.28
	計	1,351,857,286	352,340,146	255,970,087	743,547,053	18,589,518	26.43
3	一般	1,282,332,530	400,629,255	308,562,902	573,140,373	20,998,688	31.76
	退職	956,813	121,253	490,939	344,621	0	12.67
	計	1,283,289,343	400,750,508	309,053,841	573,484,994	20,998,688	31.75

※収納率は居所不明分調定額を控除して算出しています。

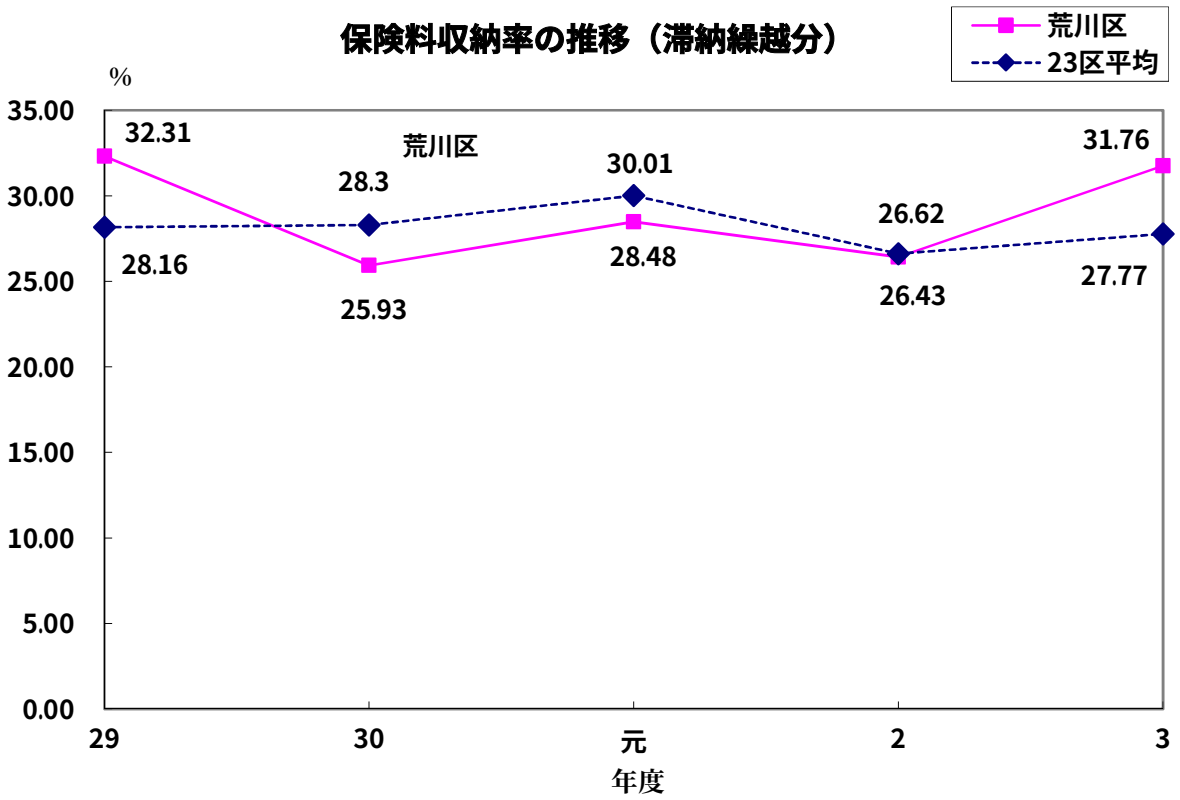

(5) 保険料負担額状況（現年分）　　（単位：円）　　（各年度決算値）

年 度	調　定　額		収　納　額	
	一世帯当り	一人当り	一世帯当り	一人当り
29	157,316	109,687	138,582	96,625
30	158,235	112,216	140,065	99,330
元	160,852	115,373	143,228	102,732
2	154,794	111,601	137,329	99,010
3	160,211	116,066	145,325	105,282

※ 各年度3月31日現在世帯・被保険者より算定。

(6) 令和３年度保険料減額賦課の状況

1号該当・・・ 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額以下の世帯については、被保険者均等割
医療分１人38,800円が11,640円になります。（７割減額）
支援金分１人13,200円が3,960円になります。（７割減額）
介護分１人17,000円が5,100円になります。（７割減額）

2号該当・・・ 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に28.5万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割
医療分１人38,800円が19,400円になります。（５割減額）
支援金分１人13,200円が6,600円になります。（５割減額）
介護分１人17,000円が8,500円になります。（５割減額）

3号該当・・・ 世帯全員の合計所得が、給与所得者数から1を減じた数に10万円を乗じ、43万円を加算した額と被保険者数に52万円を乗じた額を合計した額以下の世帯については、被保険者均等割
医療分１人38,800円が31,040円になります。（２割減額）
支援金分１人13,200円が10,560円になります。（２割減額）
介護分１人17,000円が13,600円になります。（２割減額）

減額賦課（医療給付費分）の状況

（単位：円）　　（各年度決算値）

年　度		1号該当	2号該当	3号該当	合　計
29	世　帯　数	16,061	4,112	3,662	23,835
	被保険者数　（人）	19,027	6,866	6,626	32,519
	金　額　（円）	560,509,221	160,339,794	61,938,670	782,787,685
30	世　帯　数	11,843	3,657	3,188	18,688
	被保険者数　（人）	14,122	5,973	5,617	25,712
	金　額　（円）	385,530,600	116,473,500	43,812,600	545,816,700
元	世　帯　数	11,623	3,692	3,089	18,404
	被保険者数　（人）	13,786	5,867	5,365	25,018
	金　額　（円）	385,042,980	117,046,650	42,812,700	544,902,330
2	世　帯　数	11,050	3,629	2,926	17,605
	被保険者数　（人）	13,098	5,732	5,049	23,879
	金　額　（円）	365,827,140	114,353,400	40,291,020	520,471,560
3	世　帯　数	11,357	3,581	2,867	17,805
	被保険者数　（人）	13,599	5,763	4,823	24,185
	金　額　（円）	369,348,840	111,802,200	37,426,480	518,577,520

(7) 保険料の減額・免除、徴収猶予

減額・免除・・・　災害・その他特別な事情で生活が著しく困難になっているときは、その事情により、保険料を減額したり、または、免除する制度があります。

徴収猶予・・・・　災害や事業が不振になったなどの事情で、一時的に保険料を納めることができないときは、その事情により、６か月に限って保険料の納める時期を遅らせることができます。

減額・免除、徴収猶予の推移

年度	減額		免除		徴収猶予	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）
29	14	1,787,701	24	1,231,304	0	0
30	12	836,861	19	1,016,288	0	0
元	3	70,111	24	549,446	0	0
2	0	0	30	767,525	0	0
3	0	0	30	560,098	0	0

新型コロナウイルス感染症の影響による減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合等、一定の基準を満たす場合に保険料の減免をします。

年度	減免		
	件数	金額（円）	
2	1,543	363,859,848	※令和元年度2,3月分保険料の減免額(50,689,032円)を含む。
3	604	99,320,368	※令和２年度分保険料の減免額(492,087円)を含む。

(8) 保険料の納付方法別収納状況（令和３年度現年分）

区分	件数		金額（円）	
口座振替	126,119	(36.38%)	2,538,021,288	(43.94%)
金融機関	48,901	(14.11%)	848,485,219	(14.69%)
窓口納付	8,901	(2.57%)	174,167,418	(3.02%)
ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ	124,221	(35.84%)	1,660,098,890	(28.74%)
モバイルレジ	3,808	(1.10%)	75,542,888	(1.31%)
スマートフォン決済	5,482	(1.58%)	89,264,751	(1.55%)
特別徴収	25,353	(7.31%)	312,425,025	(5.41%)
その他	3,860	(1.11%)	78,204,909	(1.35%)
合計	346,645	(100.00%)	5,776,210,388	(100.00%)

(　　)内は構成比

(9) 督促及び催告の状況（令和３年度）

督促状				催告書	
発行月	発行枚数	発行月	発行枚数	発行月	発行枚数
４月	6,179	１１月	6,167	４月	7,263
５月	5,922	１２月	5,959	１１月	7,768
６月	278	１月	5,691	２月	2,665
７月	93	２月	5,737	合計	17,696
８月	7,465	３月	5,421		
９月	6,748	合計	62,078		
１０月	6,418				

5 保険給付

⑴ 保険給付の種類

<table>
<tr><td>療養の給付</td><td>
被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関等に被保険者証を提出し、一部負担金を支払うことにより、次のような給付が受けられます。
① 診察
② 薬剤又は治療材料の支給
③ 処置、手術、その他の治療
④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
⑤ 病院、診療所への入院及び療養に伴う世話その他の看護

＜一部負担金＞
<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>自己負担割合</th></tr>
<tr><td colspan="2">義務教育就学前</td><td>2割</td></tr>
<tr><td colspan="2">義務教育就学後から70歳未満</td><td>3割</td></tr>
<tr><td rowspan="2">70歳から74歳まで</td><td>一般</td><td>2割</td></tr>
<tr><td>現役並み所得者</td><td>3割</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>入院時食事療養費</td><td>
入院時の食事の費用について支給します。ただし、被保険者が負担する標準負担額は1食単位で次のとおりです。
【70歳未満】
<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担（1食）</th></tr>
<tr><td colspan="2">住民税非課税世帯以外</td><td>460円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住民税非課税</td><td>90日以下</td><td>210円</td></tr>
<tr><td>91日以上</td><td>160円</td></tr>
</table>
【70歳以上74歳以下】
<table>
<tr><th colspan="2">所得区分</th><th>標準負担（1食）</th></tr>
<tr><td colspan="2">現役並み所得
一　　般</td><td>460円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">低所得Ⅱ</td><td>90日以下</td><td>210円</td></tr>
<tr><td>91日以上</td><td>160円</td></tr>
<tr><td colspan="2">低所得Ⅰ</td><td>100円</td></tr>
</table>
〔所得区分〕（「5　保険給付」において共通）
＊1　住民税非課税：同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人
＊2　現役並み所得：同一世帯に課税所得145万円以上の70歳以上74歳以下の被保険者がいる人
＊3　一般：現役並み所得、低所得Ⅱ及び低所得Ⅰ以外の人
＊4　低所得Ⅱ：70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）
＊5　低所得Ⅰ：70歳以上74歳以下で、同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人
</td></tr>
<tr><td>療養費</td><td>緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示できずに治療を受けたとき、後日申請により一部負担金を除いた額を支給します。</td></tr>
<tr><td>訪問看護療養費</td><td>在宅療養患者に対し、医師の指示による訪問看護ステーション利用料について、一部負担金を除いた額を支給します。</td></tr>
<tr><td>移送費</td><td>緊急やむを得ない理由で、医師の指示により、移動が困難な重病人を移送した場合の費用の一部を、国保が認めたときに支給します。</td></tr>
</table>

高額療養費

一部負担金が次に掲げる限度額を超えたとき、その超えた額が支給されます。

❒ 70歳以上74歳以下の方の患者自己負担限度額（月額）

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得III （課税所得690万円以上）		252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% ＊（4回目以降　140,100円）	
現役並み所得II （課税所得380万円以上）		167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% ＊（4回目以降　93,000円）	
現役並み所得I （課税所得145万円以上）		80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% ＊（4回目以降　44,400円）	
一般		18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 ＊（4回目以降 44,400円）
住民税非課税等	低所得II	8,000円	24,600円
	低所得I		15,000円

*1　同一世帯で過去12か月以内に3回以上の支給がある多数該当の場合の4回目以降の限度額

*2　外来分のみで計算した方が支給額が多くなる場合、入院分は計算対象から除外します。

❒ 70歳未満の患者自己負担限度額（月額）

所得区分	1か月の自己負担限度額
ア （旧ただし書所得901万円超）	252,600円＋（医療費総額－842,000円）×1% ＊（4回目以降　140,100円）
イ （旧ただし書所得600万円超 901万円以下）	167,400円＋（医療費総額－558,000円）×1% ＊（4回目以降　93,000円）
ウ （旧ただし書所得210万円超 600万円以下）	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% ＊（4回目以降　44,400円）
エ （旧ただし書所得210万円以下）	57,600円 ＊（4回目以降　44,400円）
オ （住民税非課税）	35,400円 ＊（4回目以降　24,600円）

*1　同一世帯で過去12か月以内に3回以上の支給がある多数該当の場合の4回目以降の限度額

*2　人工透析が必要な慢性腎不全、血友病、HIV感染症の長期高額特定疾患患者の負担限度額は、10,000円（ただし上位所得者の人工透析については自己負担限度額は20,000円）

*3　同一世帯で、同一月内に同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）に対して支払った21,000円以上の一部負担金の合計額が上記限度額を超えたときに支給

*4　70歳以上74歳以下の全ての一部負担金と70歳未満の21,000円以上の一部負担金を合算して限度額を超える額を支給（世帯合算）。

出産育児一時金

1件　　420,000円

葬祭費

1件　　70,000円

結核・精神医療給付費

感染予防医療法第37条の2（一般患者に対する医療）、自立支援医療（精神通院医療）制度などに定める公費医療に関する自己負担金（食事療養費に関するものを除く。）について支給します。

・ 結核の一般医療（通院）　　総医療費の5%

・ 自立支援医療制度通院医療　　自己負担10%（住民税非課税者）

高額介護合算療養費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担の軽減を目的として、平成20年4月から「高額介護合算療養費」の制度が始まりました。

この制度では、高額療養費等の支給を受けてもなお残る医療保険と介護保険の1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の自己負担額を合算して下表の限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給されるものです。

❑ 合算時の世帯負担限度額表（年額）

【70歳未満】

所得区分	国民健康保険＋介護保険
旧ただし書き所得901万円超	212万円
旧ただし書き所得600万円超901万円以下	141万円
旧ただし書き所得210万円超600万円以下	67万円
旧ただし書き所得210万円以下	60万円
住民税非課税	34万円

【70歳以上74歳以下】

所得区分		国民健康保険＋介護保険
現役並み所得III（課税所得690万円以上）		212万円
現役並み所得II（課税所得380万円以上）		141万円
現役並み所得I（課税所得145万円以上）		67万円
一般		56万円
住民税非課税等	低所得II	31万円
	低所得I	19万円

＊1　自己負担額には、医療保険・介護保険とも保険適用されないものは含まれない。
＊2　70歳未満の自己負担額は、医療機関別、医科・歯科別、入院・通院別に21,000円以上
＊3　同じ世帯に70歳未満の方と70歳～74歳の方がいる場合は、まず70歳～74歳の方を計算し、まだ残る負担額を70歳未満の方の負担額と合算します。

⑵　医療費の状況

年度	総医療費	一般	70才以上（再掲）	退職
29	18,187,699,795 (△2.58%)	18,033,003,056 (△1.96%)	5,296,260,356 (3.23%)	154,696,739 (△43.99%)
30	17,332,438,290 (△4.70%)	17,244,600,236 (△4.37%)	5,337,597,117 (0.78%)	87,838,054 (△43.22%)
元	16,960,521,816 (△2.15%)	16,947,116,184 (△1.73%)	5,495,798,038 (2.96%)	13,405,632 (△84.74%)
2	16,109,199,558 (△5.02%)	16,108,283,368 (△4.95%)	5,797,841,379 (5.50%)	916,190 (△93.17%)
3	17,065,924,778 (5.94%)	17,066,052,628 (5.95%)	6,212,417,113 (7.15%)	(127,850) (△113.95%)

※（ ）内の数値は対前年伸び率

（3） 一人当たりの医療費の状況

年　度	総　医　療　費	一　　般	70歳以上（再掲）	退　　職
29	324,688円 (4.06%)	323,869円 (4.35%)	663,941円 (2.76%)	460,407円 (△4.81%)
	56,016人 (△6.38%)	55,680人 (△6.05%)	7,977人 (0.45%)	336人 (△41.16%)
30	324,438円 (△0.08%)	323,727円 (△0.04%)	646,355円 (△2.65%)	570,377円 (23.89%)
	53,423人 (△4.63%)	53,269人 (△4.33%)	8,258人 (3.52%)	154人 (△54.17%)
元	332,403円 (2.46%)	332,303円 (2.65%)	643,838円 (△0.39%)	536,225円 (△5.99%)
	51,024人 (△4.49%)	50,999人 (△4.26%)	8,536人 (3.37%)	25人 (△83.77%)
2	331,370円 (△0.31%)	331,351円 (△0.29%)	641,851円 (△0.31%)	0円 (皆減)
	48,614人 (△4.72%)	48,614人 (△4.68%)	9,033人 (5.82%)	0人 (皆減)
3	364,252円 (9.92%)	364,255円 (9.93%)	668,577円 (4.16%)	0円 (皆減)
	46,852人 (△3.62%)	46,852人 (△3.62%)	9,292人 (2.87%)	0人 (皆減)

※各年度下段の数値は被保険者数（年度平均）

※（　　）内の数値は対前年伸率

（4） 受診率の状況

（単位：%）

年　度	全　　体	一　　般	70歳以上（再掲）	退　　職
29	998.82 (0.44%)	998.08 (0.55%)	1,818.93 (△1.58%)	1,120.83 (△5.58%)
30	996.63 (△0.22%)	996.28 (△0.18%)	1,768.67 (△2.76%)	1,118.83 (△0.18%)
元	1,006.22 (0.96%)	1006.11 (0.99%)	1,755.51 (△0.74%)	1,224.00 (9.40%)
2	914.95 (△9.06%)	914.95 (△9.06%)	1,580.04 (△10.00%)	- -
3	1,007.11 (10.07%)	1007.11 (10.07%)	1,670.63 (5.73%)	- -

※（　　）内の数値は対前年伸率

$$\text{受診率} = \frac{\text{療養給付の診療件数（入院・入院外・歯科分）}}{\text{年間平均被保険者数}} \times 100$$

（5） 高額療養費の状況

年度	件数（件）		金額（円）	
	一般	退職	一般	退職
29	31,192	160	1,791,487,351	16,440,230
30	27,851	84	1,708,913,830	10,664,075
元	32,054	20	1,760,089,750	1,186,208
2	32,999	4	1,765,053,631	201,312
3	33,083	0	1,860,703,346	0

（6） その他の保険給付の状況

年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
29	262	110,040,000	293	20,510,000	15,465	18,202,221
30	202	84,840,000	283	19,810,000	15,555	18,121,985
元	200	84,000,000	294	20,580,000	16,166	18,300,277
2	170	71,400,000	270	18,900,000	16,038	18,880,941
3	171	71,820,000	256	17,920,000	16,397	18,682,960

年度	傷病手当金	
	件数（件）	金額（円）
2	14	1,095,324
3	31	1,958,221

※新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱等の症状があり感染が疑われた場合で、その療養のため仕事をすることができず給与等の支給がなかったとき、該当する期間について傷病手当金を支給します。

（7）不正・不当利得、第三者行為

不正利得‥‥　偽り・その他の不正行為により、本来受けることのできない保険給付又は支払を受けた者に対し、直接、該当者よりその額を徴収します。

不当利得‥‥　社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後、保険給付があった場合は、受診者本人より返還してもらいます。また、未成年であった場合は、世帯主に返還してもらいます。

第三者行為‥‥　交通事故等、第三者の行為が原因の負傷や病気については、第三者（加害者）が損害賠償の責任の度合いに応じて医療費等を負担することが原則ですが、保険給付があった場合、荒川区は被保険者に代わって、その給付の価額の限度において、第三者に損害賠償を請求します。

不正・不当利得､第三者行為の状況（令和３年度）

区分			調定額		徴収額		未収金
			件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	（円）
不正利得	一般		1	3,099,824	1	3,099,824	0
	退職		1	5,939	1	5,939	0
	計		2	3,105,763	2	3,105,763	0
不当利得	一般		193	22,101,862	155	21,589,405	512,457
	退職		2	102,165	2	102,165	0
	計		195	22,204,027	157	21,691,570	512,457
第三者行為	一般	一般	26	9,693,191	25	8,952,270	740,921
		退職	0	0	0	0	0
		計	26	9,693,191	25	8,952,270	740,921
	公害補償	一般	12	833,861	12	833,861	0
		退職	0	0	0	0	0
		計	12	833,861	12	833,861	0

（8）　一部負担金の減額・免除

災害を受けたときや、事業の倒産等により収入が著しく減少したときなど、一部負担金の支払が一時的に困難になった場合に適用されます。

一部負担金の減額・免除状況

年度	減額		免除		合計	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0

東日本大震災に伴う一部負担金の減額・免除状況

年度	減額		免除		合計	
	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）	件数（件）	金額（円）
29	0	0	108	1,839,565	108	1,839,565
30	0	0	77	311,109	77	311,109
元	0	0	75	359,170	75	359,170
2	0	0	46	202,306	46	202,306
3	0	0	55	250,386	55	250,386

6 保健事業

国民健康保険では、被保険者が病気にかからないように、また健康な毎日を過ごすことができるよう、疾病予防のための事業を行っています。

(1) 保養施設の開設 (令和3年度)

＜日帰り温泉施設＞

施設名	利用料金(税込) ※			割引等	所在地
		通常料金	割引後の料金		
浅草ROXまつり湯	大人(中学生以上)	2,750円	1,925円	保険証を施設の窓口で提示する。 ※利用日、時間帯等により割増料金が発生する。 ・休日(土・日・祝日・特定日):330円 ・深夜(0:00～5:00在館):30分毎275円	台東区浅草1-25-15 ROX7F TEL 03-3836-7878
	小人(4歳以上)	1,375円	960円		
東京染井温泉Sakura	大人(中学生以上)	1,320円	1,100円	国保年金課・各区民事務所にて配付する、割引券(1人につき1枚)を施設へ持参する。 ・割引対象:平日のみ(年末年始・GW・お盆を除く)	豊島区駒込5-4-24 TEL 03-5907-5566
	小人(3歳以上)	770円	割引はありません		
タイムズ スパ・レスタ	一般利用(11:30～のご利用)	2,850円	2,550円	18歳以上限定の施設 保険証を施設の窓口で提示する。 ※利用日、時間帯等により割増料金が発生する。 ・休日(土・日・祝日・特定日):400円 ・深夜(午前0:00～5:00に在館):60分毎500円 ※入館料には、入浴料・館内着・タオルレンタル料を含む。	豊島区東池袋4-25-9 ﾀｲﾑｽﾞｽﾃｰｼｮﾝ池袋10～12F TEL 03-5979-8924
万葉倶楽部横浜みなとみらい	大人(中学生以上)	2,750円	2,530円	保険証を施設の窓口で提示する。 割引対象:平日・土・日祝日を問わない。 ※中学生以上は別途入湯税(100円)	神奈川県横浜市中区新港2-7-1 TEL 0570-07-4126
	小学生	1,540円	1,430円		
	3歳以上～未就学児	1,034円	割引はありません		

＜指定保養施設＞

被保険者の健康の保持増進を図るため、関東近県の温泉旅館等6ヶ所と指定契約をしています。

令和3年度利用者数　64名

荒川区国民健康保険指定保養施設利用状況一覧(令和3年度)

地区		旅館名	利用者数
山形県	碁点	クアハウス碁点	0名
群馬県	草津	草津グリーンパークパレス	2名
千葉県	岩井	民宿　忠兵衛	24名
東京都	青梅	おくたま路	0名
長野県	軽井沢	軽井沢ペンションラブラドール	0名
静岡県	蓮台寺	クアハウス石橋旅館	38名
利用者計			64名

⑵ 医療費通知

被保険者に対し、健康や予防に関する意識の向上及び医療費の適正化を目的として、年1回、医療費の額を通知しています。

＜通知内容＞

① 受診年月に関すること
② 受診者に関すること
③ 入院･通院の日数（薬局は回数）に関すること
④ 医療費の額に関すること
⑤ 入院･通院･歯科･薬局及び柔道整復（接骨）の区別

＜通知状況＞

通知年月 （診療月）	通知発送数
令和4年2月 （令和2年12月～令和3年11月）	41,567

⑶ 貸付事業

① 高額療養費支払費用貸付

病気や手術のため継続的に高額な医療費を支払うとき、その支払いが困難な方に対し被保険者の療養を確保し、その生活の安定を図るため高額療養費支給見込額の80%相当を限度に貸付を行っています。

② 出産費資金貸付

出産予定日まで1か月以内の方で、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金の支給見込額の80%を限度として貸付を行っています。
（平成13年11月から制度開始）

年度	高額療養費支払費用貸付		出産費資金貸付	
	件数（件）	貸付金額（円）	件数（件）	貸付金額（円）
29	7	659,000	0	0
30	0	0	0	0
元	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0

⑷ 脳ドック受診費用助成

脳の疾患の発症を未然に防ぐため、脳ドック受診に係る経費の一部を助成しています。
（受診費用の半額を助成。上限2万円）

＜助成状況＞

年度	件数（件）	助成金額（円）
29	93	1,494,800
30	67	1,024,300
元	52	697,100
2	84	1,163,700
3	95	1,332,900

＊平成29年度以前は、国保と後期合算の実績であり、平成30年度から国保と後期は別集計
参考：後期件数　平成30年度：12件　令和元年度：9件　令和2年度：18件　令和3年度：17件

⑸ 糖尿病等重症化予防

被保険者の糖尿病の重症化の予防・遅延を図るため、糖尿病等重症化予防プログラムを実施しています。

糖尿病等重症化予防プログラムでは、約6か月間の保健指導（服薬管理、食事療法、運動療法等）を行っています。

(平成25年度から実施)

＜実施状況＞

年度	プログラム参加者（人）	プログラム修了者（人）
29	26	23
30	23	19
元	30	22
2	21	21
3	18	18

⑹ ジェネリック医薬品利用差額通知

被保険者のうちで、ジェネリック医薬品を利用した場合、一定額以上の薬代の軽減が見込まれる方に、新薬との差額を明記したジェネリック医薬品利用差額通知書を送付しています。

(平成25年度から実施)

＜実施状況＞

年度	延べ通知者数（人）	送付回数（回）
29	14,788	6
30	16,430	6
元	16,652	6
2	14,195	6
3	10,667	3

7 特定健診・特定保健指導事業

生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導を実施することにより、健康寿命の延伸と早世の減少の実現を図り、誰もが健康で安心して暮らせる社会の形成を目指します。

(1) 特定健康診査

① 内容

4月1日現在、国民健康保険に加入している40歳以上の方を対象として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者とその予備軍の早期発見を重視した特定健康診査を実施しています。

＜令和3年度実施時期＞　令和3年7月1日～11月30日

② 実施方法

受診希望者は、事前に区から郵送される受診券と保険証を区が健診を委託する荒川区医師会加盟の医療機関に持参し、個別に受診します。

③ 受診率（法定報告値）※令和3年度は速報値

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率
29	32,056	14,408	44.95%
30	30,650	13,715	44.75%
元	29,632	13,251	44.72%
2	29,064	12,681	43.63%
3	30,412	12,899	42.41%

(2) 特定保健指導

① 内容

特定健診の受診結果により保健指導対象者を選定し、個々の健康状態に応じて「動機付け支援」と「積極的支援」に階層化した特定保健指導を実施しています。

＜令和3年度実施時期＞

令和3年9月上旬～令和4年3月31日

② 実施方法

利用希望者は、区が保健指導を委託する保健指導機関に利用予約の上、事前に区から郵送される利用券と保険証を保健指導機関に持参し、保健指導を利用します。

③ 実施状況（法定報告値）※令和3年度は速報値

【利用率】（注1）

年度		対象者数（人）	利用者数（人）	利用率
29	動機付け支援	1,290	125	9.69%
	積極的支援	532	36	6.77%
30	動機付け支援	1,249	92	7.37%
	積極的支援	461	28	6.07%
元	動機付け支援	1,162	63	5.42%
	積極的支援	444	8	1.80%
2	動機付け支援	1,207	102	8.45%
	積極的支援	443	33	7.45%
3	動機付け支援	1,133	97	8.56%
	積極的支援	420	37	8.81%

（注1）保健指導対象者のうち各支援を利用した方の割合

【実施率】（注2）

年度	対象者数（人）	終了者数（人）	実施率
29	1,822	118	6.48%
30	1,710	67	3.92%
元	1,606	95	5.92%
2	1,650	97	5.88%
3	1,553	―	―

（注2）保健指導対象者のうち最後まで参加した方（終了者）の割合

*　40歳以上で、4月2日から健診受診期限までの間の加入者を対象とする特定健診・特定保健指導に準じた健診・保健指導を同時実施しています。

*　保健指導の終了評価は、初回面談実施時から6か月後に行うこととなっています。
（令和3年度からは、3か月後）

8 経理

(1)　国民健康保険事業特別会計の決算（令和３年度）

【歳　入】

(単位：円、%)

科　目	予算現額	収入済額	比較増減額	構成比
1 国民健康保険料	5,171,365,000	5,177,307,417	5,942,417	22.5
2 一部負担金	4,000	0	△ 4,000	0.0
3 使用料及び手数料	134,000	117,600	△ 16,400	0.0
4 国庫支出金	1,000	62,899,000	62,898,000	0.3
5 都支出金	14,805,358,000	15,036,412,101	231,054,101	65.3
6 繰入金	2,817,875,000	2,260,868,704	△ 557,006,296	9.8
7 繰越金	416,043,000	416,043,347	347	1.8
8 諸収入	34,279,000	58,405,127	24,126,127	0.3
合　計	23,245,059,000	23,012,053,296	△ 233,005,704	100.0

【歳　出】

(単位：円、%)

科　目	予算現額	支出済額	不用額	構成比
1 総務費	660,251,000	583,448,359	76,802,641	2.6
2 保険給付費	14,882,119,000	14,561,381,945	320,737,055	64.3
3 国民健康保険事業費納付金	6,823,019,000	6,823,015,980	3,020	30.2
4 財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
5 共同事業拠出金	4,000	267	3,733	0.0
6 保健事業費	29,444,000	22,072,491	7,371,509	0.1
7 特定健診・特定保健指導事業費	235,080,000	225,025,856	10,054,144	1.0
8 諸支出金	459,596,000	416,352,848	43,243,152	1.8
9 予備費	155,545,000	0	155,545,000	0.0
合　計	23,245,059,000	22,631,297,746	613,761,254	100.00

【令和４年度への繰越金】　380,755,550　円

⑵ 国民健康保険事業特別会計決算額の推移

（単位：円）

年度	歳入決算額	歳出決算額	差引繰越額
29	28,515,359,214	27,780,828,062	734,531,152
30	23,930,883,239	23,658,951,059	271,932,180
元	22,866,384,607	22,653,194,773	213,189,834
2	22,444,368,612	22,028,325,265	416,043,347
3	23,012,053,296	22,631,297,746	380,755,550

⑶ 国民健康保険事業特別会計の財政運営等

① 平成30年度以降の国保財政のしくみ

～三位一体改革関連法案の施行に伴う区市町村国保に係る財政の枠組み～

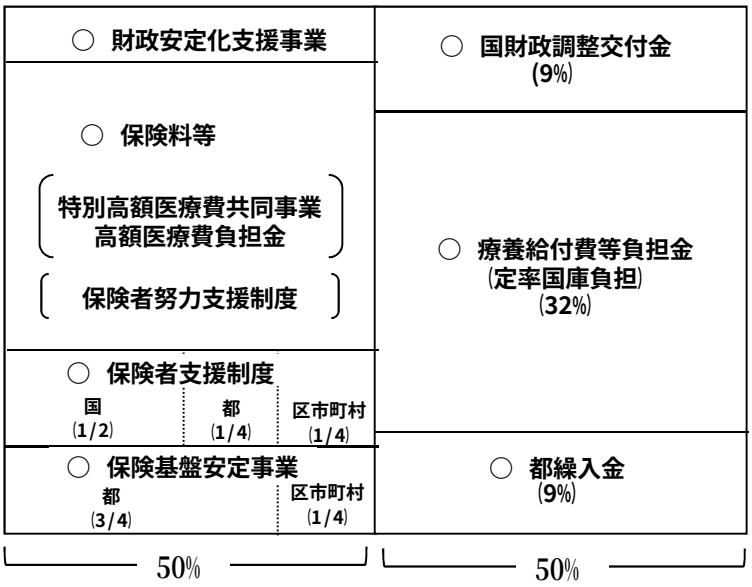

② 都道府県国保特別会計と区市町村国保特別会計の関係

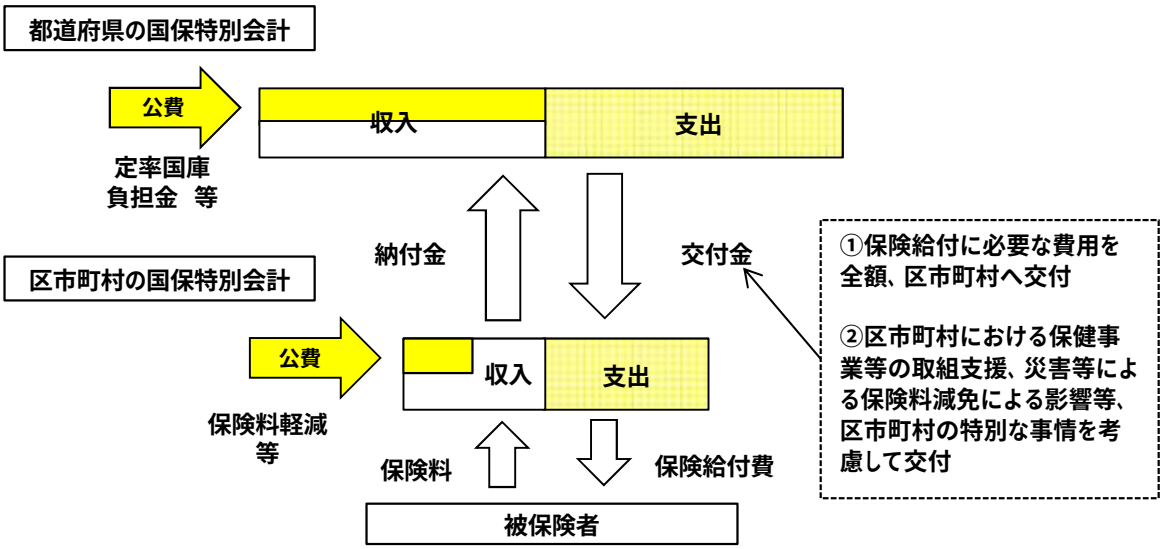

＜ 歳　出 ＞

【 国民健康保険事業費納付金 】

➢ 国民健康保険事業費納付金

平成３０年度国保制度改正に伴い、区市町村に加えて新たに東京都が国保財政運営の責任主体となりました。都は、区市町村の医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等を全額支払う役割を担い、その財源として、国や都の法定の公費負担等を充てるほか、区市町村の医療費水準や被保険者の所得水準により区市町村ごとの納付金額を都が算定し、合わせて納付金を納めるための標準保険料率を示すことになりました。

各区市町村は、都から示された標準保険料率を参考にして保険料率を決定します。また、収納した保険料等を財源として、事業費納付金を都に納付します。

※　平成30年度以降も、荒川区では、特別区統一標準保険料率を採用

＜ 歳　入 ＞

【 都支出金 】

平成３０年度国保制度改正に伴い、区市町村で保険給付等に必要な費用の全額が東京都から区市町村に保険給付費等交付金として交付されることになりました（普通交付金）。また、各区市町村の特殊な事情等に応じて活用される分が交付されます（特別交付金）。

➢ 保険給付費等交付金（普通交付金）

保険給付等の実績に応じて、費用の全額が東京都から区市町村へ交付されます。普通交付金は現物給付分、現金給付分、審査支払手数料等の合計額となります。

➢ 保険給付費等交付金（特別交付金）

区市町村における保健事業の支援や、災害等による保険料の減免額等が多額である等、各区市町村の特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるもので、以下の4項目に分類されます。

① 特別調整交付金

国の特別調整交付金のうち、各区市町村分の交付金が交付されます。

② 都繰入金2号分

都道府県繰入金のうち、個別の区市町村の事情に応じた交付金が交付されます。

③ 保険者努力支援制度交付金

都道府県・区市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じて交付される制度です。区には、区での取組状況等に応じた支援分が交付されます。

④ 特定健康診査等負担金分

平成20年4月から、保険者はメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査の実施と、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対する特定保健指導の実施が義務付けられました。

この特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1に相当する額を、国、都及び区で負担することとなっており、国及び都分が合算されて区に交付されます。

【 国庫支出金 】

平成30年度国保制度改正に伴い、財政調整交付等の国庫支出金は、一旦東京都に交付され、都が調整等を行った後、保険給付費等交付金として区に交付されることとなりました。

現在、国庫支出金として国から区に直接交付されているものとしては、災害臨時特例補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金等があります。

【 繰入金 】

国民健康保健事業特別会計の歳入は、保険料、都道府県支出金及び法令に基づく一般会計からの繰入金（法定内繰入）によることを原則としています。
ただし、特別区においては、国保制度改革に伴う独自の激変緩和措置の実施による収入不足分をはじめとする財源不足額を、一般会計からの繰入れ（法定外繰入）で補填しています。
なお、これら繰入金のうち区負担分は、原則として特別区財政調整交付金の算定において需要算入されています。

- 保険基盤安定負担金繰入金

① 保険料軽減分
低所得者に対する保険料軽減相当額については、都が4分の3、区が4分の1を負担することになっています（国民健康保険法第72条の3）。この都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

② 保険者支援分
保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料収納額の一定割合を国が2分の1、都が4分の1、区が4分の1を負担することになっています（国民健康保険法附則第24条）。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

- 未就学児均等割保険料繰入金（令和4年度新設）

未就学児の均等割保険料を5割減額する分について、国が1/2、都と区が1/4ずつ負担することになっています（国民健康保険法第72条の3の2）。この国・都・区の負担部分を一般会計から繰入れるものです。

- 出産育児一時金等繰入金

出産育児一時金に係る経費を一般会計から繰入れるものです。繰入れの対象となる経費は、出産育児一時金支給基準額（令和3年4月1日現在：42万円）の3分の2に相当する額です。

- その他繰入金

保険料軽減による収入不足分、保健事業等に係る経費を一般会計から繰入れるものです。

9 国保のあゆみ

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
昭和 33. 12	国民健康保険制度（世帯主・家族5割給付）				
34. 12		特別区において国民健康保険発足（世帯主7割・家族5割給付）	均等割 600円 所得割 95/100 限度額 50,000円	1,500円	2,500円
36. 4	国民皆保険達成				
37. 12		助産費改定		2,000円	
38. 4		結核予防法34·35 条、精神衛生法29条適用の医療の無料化実施	38年度のみ 均等割 500円		
10	世帯主 7割給付実施 保険料減額賦課制度新設				
12		保険料減額賦課実施(38.4 適用)			
39. 4		助産費、葬祭費改定		3,000円	3,000円
40. 1		家族 7割給付実施			
41. 4		保険料所得割額の賦課基準を区民税額から住民税額（区＋都）に変更			
10		保険料所得割改定	所得割 112/100		
42. 4	永住許可の大韓民国人と外国人世帯の日本人の国保適用	（左に同じ）			
11	住民基本台帳法制度（資格の得喪に関する規定の改正）				
43. 1	家族 7割給付達成				
4		育児手当金新設(2,000円)			
44. 8		精神衛生法32条適用の医療の無料化実施			
9		助産費改定		10,000円	
12		都の老人医療無料化実施 (70歳以上)			
45. 4		葬祭費改定			5,000円
48. 1	国の老人医療無料化実施（70歳以上）	外国人（外国人登録）の国保適用			
7		都の老人医療無料化適用年齢の拡大(65歳以上)			
12		高額療養費支給制度新設(30,000以上)			
49. 4		助産費、葬祭費改定		20,000円	10,000円
10		保険料（所得割）特別減免制度実施 保険料限度額改定	限度額 80,000円		
50. 10	高額療養費法定給付実施（30,000円以上）				
51. 4		保険料、助産費改定	均等割 2,400円 限度額 120,000円	40,000円	
8	高額療養費限度額改定（39,000円以上）	（左に同じ）			
10		保険料（均等割）特別減免制度実施(51. 4から適用)			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に 関する事項	保険料	出産育児 一時金 （助産費）	葬祭費
53. 4		保険料、助産費、葬祭費改定	均等割　4,800円 限度額　120,000円	60,000円	20,000円
6		高額療養費等資金貸付制度発足 （荒川区福祉課援護係が担当）			
55. 4		保険料改定(算定に医療費対応方式採用) 助産費、葬祭費改定	均等割　6,000円 所得割　122/100 限度額　220,000円	80,000円	30,000円
56. 4		保険料改定	均等割　8,400円 所得割　118/100 限度額　240,000円		
57. 3		医療費通知制度実施			
4		当該年度住民税額賦課方式の採用 保険料、助産費改定	均等割　9,000円 所得割　107/100 限度額　260,000円	100,000円	
9	高額療養費限度額改定 （45,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
58. 1	高額療養費限度額改定 （51,000円以上・70歳以上と 非課税世帯は据置）	（左に同じ）			
2	老人保健法施行(70歳以上と65歳以上70歳未満のねたきり老人） 一部負担金 ・外来　1日につき400円 ・入院　1日につき300円 （ただし、2ヶ月まで）	（左に同じ）			
59. 4		保険料限度額改定	限度額　280,000円		
10	退職者医療制度発足 本人　8割給付 家族　入院　8割給付 通院　7割給付 高額療養費支給制度改正 ・限度額　51,000円措置 （非課税世帯のみ30,000円） ・12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から30,000円（非課税世帯21,000円）	（左に同じ）			
60. 4		保険料限度額改定	限度額　310,000円		
61. 4		保険料（均等割、限度額）、 助産費葬祭費改定	均等割　12,000円 限度額　350,000円	130,000円	50,000円
5	高額療養費限度額改定 (54,000円以上、非課税世帯は据置）	（左に同じ） 運営協議会に、被用者保険等保険者代表委員が加わる。（2名）			
62. 1	老健法　一部負担金改定 ・外来　1月につき800円 ・入院　1月につき400円 （ただし、非課税世帯で老健福祉年金受給者は2ヶ月を限度として1日につき300円） 老健法、加入者按分率の引き上げ44.7%→80%	（左に同じ）			
4		保険料限度額改定	限度額　370,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
63. 4		保険料限度額改定	限度額　390,000円		
6	保険基盤安定制度・高医療費指定市町村制度の創設				
平成元. 4		保険料（均等割、限度額）改定	均等割　14,400円 限度額　400,000円		
6	高額療養費限度額改定 ・限度額　57,000円 （非課税世帯　31,800円） ・12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から33,000円（非課税世帯22,200円）	（左に同じ）			
2. 4	老健法、加入者按分率　100%に	保険料限度額改定	限度額　420,000円		
3. 5	高額療養費限度額改定 ・限度額　60,000円 （非課税世帯　33,600円） ・12ヶ月間に4回以上の支給を受ける場合、4回目から34,800円（非課税世帯23,400円）	（左に同じ）			
4. 1	老健法　一部負担金改定 ・外来　１月につき900円 ・入院　１月につき600円	（左に同じ）			
4		保険料（均等割、限度額）改定 助産費改定	均等割　16,800円 限度額　440,000円	240,000円	
5. 4	老健法　一部負担金改定 ・外来　1月につき1,000円 ・入院　1月につき　700円	（左に同じ） 保険料限度額改定	限度額　460,000円		
5	高額療養費限度額改定 ・限度額　63,000円 （非課税世帯　35,400円）	（左に同じ）			
6. 4		保険料限度額改定	限度額　500,000円		
7		保険料（均等割・所得割改定 4月実施） （住民税減税により6年度限り）	均等割　15,900円 所得割　133.7/100		
10	入院時食事療養費制度創設 <標準負担額> 一般世帯　1日600円 非課税世帯 ・90日までの入院　1日450円 ・90日を超える入院　1日300円 ・老齢福祉年金受給　1日200円 出産育児一時金の創設 （助産費・育児手当金の統合） 付添看護療養費の廃止 （平成7年度末までの経過措置） 訪問看護療養費の創設	（左に同じ）		（出産育児一時金） 300,000円	
7. 4	老健法、一部負担金改定 ・外来　1月につき1,010円	（左に同じ） 保険料所得割改定	均等割　16,800円 所得割　119/100		
7	精神医療・結核医療保険優先化実施	結核・精神医療給付金の創設			
8. 4	老健法　一部負担金改定 ・外来　1月につき1,020円 ・入院　1日につき　710円	（左に同じ）	均等割　19,500円 所得割　155/100 限度額　520,000円		
6	高額療養費限度額改定 限度額　63,000円（課税世帯）	（左に同じ）			

	国に関する事項	荒川区（特別区）に 関する事項	保険料	出産育児 一時金 （助産費）	葬祭費
8. 10	入院時食事療養費標準負担額改定 一般世帯　　1日760円 非課税世帯 ・90日までの入院　1日650円 ・90日を超える入院　1日500円	（左に同じ）			
9. 4		保険料（均等割、所得割）葬祭費改定	均等割　22,500円 所得割　162/100		60,000円
9	一部負担金（外来薬剤）改定 ・内服薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類　0円 2～3種類　30円 4～5種類　60円 6種類以上　100円 ・外用薬（投薬ごとに） 1日分につき1種類　50円 2種類　100円 3種類以上　150円 ・頓服薬（投薬ごとに） 1種類につき　10円 老健法　一部負担金改定 ・外来　1回500円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院　1日につき1,000円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
10. 4	老健法一部改定 ・入院　1日につき1,100円	保険料（均等割、所得割、限度額）改定 出産育児一時金、葬祭費改定	均等割　26,100円 所得割　187/100 限度額　530,000円	350,000円	70,000円
11. 4	一部負担金（外来薬剤）改定 老健法　一部負担金改定 ・外来　1回530円（同一保険医療機関等ごとに1月4回を限度） ・入院　1日につき1,200円 ・外来薬剤（上記に同じ）				
12. 4	介護保険法施行	特別区国民健康保険事業調整条例廃止 保険料（医療給付費分）改定 （所得割） 保険料（介護納付金分）～介護第2号～賦課徴収開始	保険料（医療給付費分） 均等割　26,100円 所得割　194/100 限度額　530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　7,200円 所得割　21/100 限度額　70,000円		
13. 1	高額療養費限度額変更 入院時食事療養費標準負担額改定 海外療養費の創設 住所地特例 老健法　一部負担金改定 ・入院一部負担金 医療費の1割 ・入院時食事療養費標準負担額改定 ・外来薬剤一部負担金　廃止 ・老人訪問看護療養費 定率負担　定額負担 ・高額医療費				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に 関する事項	保険料	出産育児 一時金 （助産費）	葬祭費
13. 4			保険料（医療給付費分） 均等割　27,300円 所得割　194/100 限度額　530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　8,100円 所得割　25/100 限度額　70,000円		
11		荒川区国民健康保険出産費資金 貸付条例施行			
14. 4	老健法　一部負担金改正 ※外来一部負担金 ・病院　医療費の1割 ・診療所　医療費の1割 または1日850円 ・老人訪問介護療養費 定率負担、定額負担		保険料（医療給付費分） 均等割　27,300円 所得割　194/100 限度額　530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　7,800円 所得割　25/100 限度額　70,000円		
14. 10	一部負担金割合の改正 ・70歳以上　医療費の1割 （一定以上所得者は2割） ・３歳未満　医療費の2割 高齢受給者証の交付 70歳以上に「高齢受給者証」 高額療養費の自己負担額変更 老人保険制度の対象年齢引き上げ （75歳以上）経過措置有り ・一部負担金割合の改正 ・高額医療費の自己負担限度額 変更				
15. 4	国民健康保険法・施行令改正 退職被保険者等一部負担金改定 ・3歳未満　2割 ・3歳以上70歳未満　3割 ・70歳以上75歳未満 一定以上所得者　2割 その他　1割 外来薬剤一部負担金の廃止 70歳未満高額療養費自己負担限度額見直し 結核・精神医療給付金の見直し （非課税者のみを対象）	被保険者証の個人カード化	保険料（医療給付費分） 均等割　29,400円 所得割　204/100 限度額　530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　9,000円 所得割　31/100 限度額　70,000円		
15. 6		保険料暫定賦課廃止に伴う保険料納付回数の変更（12回→10回）			
16. 4	医療費改定　薬価基準 1.0% 引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割　30,200円 所得割　208/100 限度額　530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　10,800円 所得割　40/100 限度額　80,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
17. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 32,100円 所得割 208/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 50/100 限度額 80,000円		
18. 4	診療報酬の改定 3.16% 引下げ 保険財政共同安定化事業		保険料（医療給付費分） 均等割 33,300円 所得割 182/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 46/100 限度額 80,000円		
18. 10	退職被保険者等一部負担金改定 ・70歳以上75歳未満 一定以上所得者 3割				
19. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 35,100円 所得割 124/100 限度額 530,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 12,000円 所得割 32/100 限度額 90,000円		
20. 4	後期高齢者医療制度開始 特定健診・特定保健指導開始 高額医療・高額介護合算制度創設		保険料（医療給付費分） 均等割 28,800円 所得割 90/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 8,100円 所得割 27/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 25/100 限度額 90,000円	380,000円 （21.1より）	
21. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 27,600円 所得割 68/100 限度額 470,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 9,600円 所得割 26/100 限度額 120,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 11,100円 所得割 22/100 限度額 100,000円	420,000円 （21.10より）	
10	出産一時金等の医療機関等への 直接支払制度開始				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
22．4	診療報酬の改定　0.19%引上げ ・診療報酬本体改定 1.55%引上げ ・薬価等改定 1.36%引下げ		保険料（医療給付費分） 均等割　31,200円 所得割　80/100 限度額　500,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　8,700円 所得割　23/100 限度額　130,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　12,000円 所得割　22/100 限度額　100,000円		
23．3	東日本大震災被災者への措置 ・保険料の減免 ・医療費の一部負担金等の免除				
23．4	保険料賦課方式の変更 ・住民税方式→旧ただし書き方式 70歳以上75歳未満の負担金（2割）23年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担 出産育児一時金（420,000円）恒久措置へ		保険料（医療給付費分） 均等割　31,200円 所得割　6.13% 限度額　510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　8,700円 所得割　1.96% 限度額　140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　12,000円 所得割　1.44% 限度額　120,000円		
24．4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）24年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割　30,000円 所得割　6.28% 限度額　510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　10,200円 所得割　2.23% 限度額　140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　14,100円 所得割　1.67% 限度額　120,000円		

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
25．4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）25年度1割据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 30,600円 所得割 6.02% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.34% 限度額 140,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,000円 所得割 1.82% 限度額 120,000円		
26．4	70歳以上75歳未満の負担金（2割）に変更 ※平成26年4月1日までに70歳以上になっている人は1割負担に据え置き ※現役並み所得者は3割負担		保険料（医療給付費分） 均等割 32,400円 所得割 6.30% 限度額 510,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.17% 限度額 160,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,300円 所得割 1.85% 限度額 140,000円		
26．8	高額療養費・高額介護合算療養費70歳未満限度額変更				
27．1	高額療養費70歳未満限度額変更				
27．4			保険料（医療給付費分） 均等割 33,900円 所得割 6.45% 限度額 520,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 1.98% 限度額 170,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.65% 限度額 160,000円		
27．5	医療保険制度改革関連法の成立				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
28. 4	入院時食事療養費標準負担額改定		保険料（医療給付費分） 均等割 35,400円 所得割 6.86% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 10,800円 所得割 2.02% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 14,700円 所得割 1.61% 限度額 160,000円		
29. 4			保険料（医療給付費分） 均等割 38,400円 所得割 7.47% 限度額 540,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 11,100円 所得割 1.96% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.57% 限度額 160,000円		
29. 8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				
29. 10	入院時生活療養費改定				
30．4	国民健康保険制度改革の実施 入院時生活療養費改定		保険料（医療給付費分） 均等割 39,000円 所得割 7.32% 限度額 580,000円 保険料（後期支援金分） 均等割 12,000円 所得割 2.22% 限度額 190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割 15,600円 所得割 1.59% 限度額 160,000円		
30．8	70歳以上75歳未満の高額療養費自己負担額改定				

	国に関する事項	荒川区（特別区）に関する事項	保険料	出産育児一時金（助産費）	葬祭費
31．4			保険料（医療給付費分） 均等割　39,900円 所得割　7.25% 限度額　610,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　12,300円 所得割　2.24% 限度額　190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　15,600円 所得割　1.50% 限度額　160,000円		
令和 2．4			保険料（医療給付費分） 均等割　39,900円 所得割　7.14% 限度額　630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　12,900円 所得割　2.29% 限度額　190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　15,600円 所得割　1.63% 限度額　170,000円		
令和 2．6	新型コロナウイルス感染症の影響への措置 ・保険料の減免 ・傷病手当金の支給				
令和 3．4			保険料（医療給付費分） 均等割　38,800円 所得割　7.13% 限度額　630,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　13,200円 所得割　2.41% 限度額　190,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　17,000円 所得割　1.98% 限度額　170,000円		
令和 4．4	未就学児均等割保険料２分の１軽減開始		保険料（医療給付費分） 均等割　42,100円 所得割　7.16% 限度額　650,000円 保険料（後期支援金分） 均等割　13,200円 所得割　2.28% 限度額　200,000円 保険料（介護納付金分） 均等割　16,600円 所得割　1.91% 限度額　170,000円		

様式１３

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ａ表
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

事業開始年月日	

○ 一 般 状 況

その他保険給付	出産育児	葬祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70歳以上一般	（再掲）70歳以上現役並み所得者
世帯数		32,747				
被保険者数	総数	45,202	1,052	14,851	8,130	920
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	45,202	1,052	14,851	8,130	920

		年度平均	（再掲）未就学児	（再掲）前期高齢者	（再掲）70歳以上一般	（再掲）70歳以上現役並み所得者
世帯数		33,866				
被保険者数	総数	46,852	1,037	15,303	8,339	953
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	46,852	1,037	15,303	8,339	953

	本年度末現在	年度平均
介護保険第２号被保険者数	15,925	16,331
介護保険第２号世帯数	13,895	14,248

	年度平均
標準負担額の減額状況	1,197

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数（市町村内転居の場合を除く）	53

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

被保険者増減内訳			（再掲）他県からの転入						
本年度中増	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計		
	3,889	1,778	5,562	109	164	0	353	10,077	
本年度中減	転出	（再掲）他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計	
	3,854	1,608	5,526	282	293	1,649	947	12,551	

本年度末現在事務職員数	専任	兼任	計
	42	0	42

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

備考	作成者氏名	印

様式１４（市町村）　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（１）（市町村）

（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

○経理状況

１．収支状況及び資産・負債等の状況

［１］収入状況及び支出状況

収入 科目			収入額	（再掲）後期高齢者支援金等分	（再掲）介護分
			円	円	円
保険料（税） 一般被保険者分	医療給付費分		3,552,704,794		
	後期高齢者支援金分		1,161,906,707	1,161,906,707	
	介護納付金分		462,574,663		462,574,663
	一般被保険者分計		5,177,186,164	1,161,906,707	462,574,663
退職被保険者分	医療給付費分		74,141		
	後期高齢者支援金分		23,505	23,505	
	介護納付金分		23,607		23,607
	退職被保険者等分計		121,253	23,505	23,607
計			5,177,307,417	1,161,930,212	462,598,270
国庫支出金			62,899,000		
都道府県支出金（特別交付金を除く）	保険給付費等交付金（普通交付金）		14,757,072,101		
	保険給付費等交付金	保険者努力支援分	84,028,000		
		特別調整交付金分	105,878,000		
		都道府県繰入金（２号分）	40,748,000		
		特定健康診査等負担金	48,686,000		
		保険給付費等交付金（特別交付金）計	279,340,000		
	財政安定化基金交付金		0		
	その他		0		
	計		15,036,412,101		
連合会支出金			0		
一般会計繰入金	保険基盤安定（保険税軽減分）		752,854,800	173,029,560	71,223,200
	保険基盤安定（保険者支援分）		432,000,904	99,469,192	36,061,934
	職員給与費等		583,115,000		
	出産育児一時金等		48,680,000		
	財政安定化支援事業		0		
	その他		444,218,000		
	計		2,260,868,704	272,498,752	107,285,134
直診勧定繰入金			0		
その他の収入			58,522,727		
小計（単年度収入）A			22,596,009,949	1,434,428,964	569,883,404

支出 科目			支出額	（再掲）後期高齢者支援金等分	（再掲）介護分
			円	円	円
総務費			583,448,359		
保険給付費 一般被保険者分	療養給付費		12,343,381,804		
	療養費		177,739,661		
	小計		12,521,121,465		
	高額療養費		1,865,564,251		
	高額介護合算療養費		3,778,521		
	移送費		0		
	出産育児諸費		72,600,590		
	葬祭諸費		17,920,000		
	育児諸費		0		
	その他		20,657,335		
	一般被保険者分計		14,501,642,162		
退職被保険者等分	療養給付費		12,670		
	療養費		0		
	小計		12,670		
	高額療養費		0		
	高額介護合算療養費		0		
	移送費		0		
	退職被保険者等分計		12,670		
審査支払手数料			59,727,113		
計			14,561,381,945		
事業費納付金 国民健康保険 医療給付費分	一般被保険者分		4,650,010,175		
	退職被保険者等分		0		
	医療給付費分計		4,650,010,175		
後期高齢者支援金等分	一般被保険者分		1,495,735,979	1,495,735,979	
	退職被保険者等分		0	0	
	後期高齢者支援金等分計		1,495,735,979	1,495,735,979	
介護納付金分			677,269,826		677,269,826
計			6,823,015,980	1,495,735,979	677,269,826
財政安定化基金拠出金			0		
保健事業費	保健事業費		22,072,491		
	特定健康診査等事業費		225,025,856		
	健康管理センター事業費		0		
	計		247,098,347		
保険給付費等交付金償還金			286,082,977		
直診勧定繰出金			0		
その他の支出			130,270,138	0	0
小計（単年度支出）B			22,631,297,746	1,495,735,979	677,269,826
単年度収支差（A-B）			-35,287,797	-61,307,015	-107,386,422

基金繰入金	C	0
繰越金	D	416,043,347
市町村債	E	0
うち財政安定化基金貸付金		0
収入合計	(A+C+D+E)	23,012,053,296

基金積立金	F	0
前年度繰上充用金	G	0
公債費	H	0
うち財政安定化基金償還金		0
支出合計	(B+F+G+H)	22,631,297,746
収支差引残（収入合計−支出合計）		380,755,550
うち次年度への繰越金	I	380,755,550
うち基金積立金	J	0

［２］基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額（前年度末）	K	0
基金繰入金	C	0
基金積立金	F	0
収支差引残のうち基金積立金	J	0
その他増加額	L	0
その他減少額	M	0
基金保有額	(K-C+F+J+L-M)	0

市町村債残高	0
うち財政安定化基金貸付金残高	0

［３］資産・負債等の状況（年度末現在）

資産 科目		金額（円）
基金保有額	a	0
次年度への繰越金	b	380,755,550
貸付金等	c	0
その他の資産	d	0
資産合計	(a+b+c+d)	380,755,550

負債及び純資産 科目		金額（円）
繰上充用金（当年度赤字額）	e	0
市町村債残高	f	0
うち財政安定化基金貸付金残高		0
その他の負債	g	0
負債合計	(e+f+g)	0
純資産（資産合計 − 負債合計）		380,755,550

備考	作成者氏名	印

様式１４（市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（１）（続）（市町村）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

○経理状況

２．保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	5,246,446,581	4,758,957,795	16,293,799	6,704,033	480,784,753	11,388,203
	滞納繰越分	1,282,332,530	400,629,255	1,305,315	308,562,902	573,140,373	20,998,688
	計	6,528,779,111	5,159,587,050	17,599,114	315,266,935	1,053,925,126	32,386,891

３．保険給付費等支払状況

（円）

			支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	保険給付費 療養給付費	計	12,315,293,134	12,343,381,804	26,586,615	1,502,055	0
		現年度分(再掲)	12,315,293,134	12,343,381,804	26,586,615	1,502,055	0
	療養費	計	177,437,391	177,739,661	295,620	6,650	0
		現年度分(再掲)	177,437,391	177,739,661	295,620	6,650	0
	高額療養費		1,860,703,346	1,865,564,251	4,674,769	186,136	0
	高額介護合算療養費		3,778,521	3,778,521	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		110,741,771	111,177,925	433,962	2,192	0

４．市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.66	0.00	45,030	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.57	0.00	14,714	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.57	0.00	18,723	0

５．備考

収納率		
現年分	滞納繰越分	計
90.91 %	31.76 %	79.42 %

備考		作成者氏名	印

様式１４－２　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（２）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

４．保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	①均一賦課	（２）不均一賦課［　］

保険料の別	①料	（２）税	保険料（税）賦課方式	（１）４方式	（２）３方式	③２方式	（４）その他		保険料（税）徴収回数	回 10

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 4,578,435	千円 508,602	千円 63,973	千円 0	千円 348,436	１増・②減	千円 63,702	千円 3,593,722

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 2,706,063	千円 0	千円 1,872,372	千円 0	% 7.13	% 0.00	円 38,800	円 0
59.10 %	0.00 %	40.90 %	0.00 %				

課税対象額 所得割	課税対象額 資産割	課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
千円 37,953,203	千円 0	34,884	17,493	606	0	608	48,257	千円 630

所得割の算定基礎	①課税総所得金額（基礎控除）	②課税総所得金額（各種控除）	③市町村民税の所得割額	④市町村民税額等	⑤その他
資産割の算定基礎	①固定資産税額等	②固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他		

備考	作成者
	氏名　　印

様式１４－３　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（３）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	1 3 － 0 1 8

５．保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均一賦課の別	①均一賦課	（２）不均一賦課［　］

保険料の別	①料	（２）税	保険料（税）賦課方式	（１）４方式	（２）３方式	③２方式	（４）その他	保険料（税）徴収回数	10回

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 1,551,664	千円 173,030	千円 21,639	千円 0	千円 131,721	１増・②減	千円 42,885	千円 1,182,389

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 914,672	千円 0	千円 636,992	千円 0	% 2.41	% 0.00	円 13,200	円 0
58.95 %	0.00 %	41.05 %	0.00 %				

課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割							
千円 37,953,203	千円 0	34,884	17,493	606	0	769	48,257	千円 190

所得割の算定基礎	①課税総所得金額（基礎控除）	② 課税総所得金額（各種控除）	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤その他
資産割の算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他		

備考		作成者氏名	印

様式１４－４　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｂ表（４）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

６．保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第２号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	①均一賦課	（２）不均一賦課［　］

保険料の別 保険税	①料	（２）税	保険料（税）賦課方式	（１）４方式	（２）３方式	③２方式	（４）その他		保険料（税）徴収回数	回 10

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 610,292	千円 71,223	千円 10,898	千円 0	千円 42,995	１増・②減	千円 14,841	千円 470,335

保険料（税）算定額内訳				料（税）率			
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
千円 328,058	千円 0	千円 282,234	千円 0	% 1.98	% 0.00	円 17,000	円 0
53.75 %	0.00 %	46.25 %	0.00 %				

課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割							
千円 16,568,578	千円 0	14,463	6,615	329	0	332	16,602	千円 170

所得割の算定基礎	①課税総所得金額（基礎控除）	② 課税総所得金額（各種控除）	③ 市町村民税の所得割額	④ 市町村民税額等	⑤その他

資産割の算定基礎	① 固定資産税額等	② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額	③その他

備考	作成者 氏名　印

様式１５　　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（１）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

○　保険給付状況
１．医療給付の状況
（１）全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	733,840	16,821,814,560	12,315,270,834	3,910,318,068	596,225,658
療養費等：食事療養・生活療養（再掲）	7,962	210,210,942	109,888,910	97,001,992	3,320,040
療養費等：食事療養・生活療養	11		22,300	-22,300	0
療養費：診療費	766	18,037,840	12,648,213	1,094,893	4,294,734
療養費：補装具	344	12,715,572	9,321,809	2,822,378	571,385
療養費：柔道整復師	19,267	160,693,416	116,685,772	42,248,410	1,759,234
療養費：アンマ・マッサージ	871	33,775,400	24,668,685	8,718,620	388,095
療養費：ハリ・キュウ	1,417	19,015,840	14,112,912	4,894,940	7,988
療養費：その他	0	0	0	0	0
療養費：小計	22,665	244,238,068	177,437,391	59,779,241	7,021,436
療養費：海外療養費（再掲）	7	231,440	162,008	69,432	0
療養費等：移送費	0	0	0	0	0
計	756,516	17,066,052,628	12,492,730,525	3,970,075,009	603,247,094

（２）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	377,171	9,304,190,808	7,039,669,090	2,113,976,059	150,545,659
食事療養・生活療養（再掲）	4,415	112,046,089	53,475,803	57,609,096	961,190
療養費等：食事療養・生活療養	6		11,200	-11,200	0
療養費等：療養費	9,386	117,021,920	88,449,283	27,345,594	1,227,043
療養費等：海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等：移送費	0	0	0	0	0
計	386,563	9,421,212,728	7,128,129,573	2,141,310,453	151,772,702

（３）７０歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	218,813	5,585,564,906	4,445,212,244	1,075,254,812	65,097,850
食事療養・生活療養（再掲）	2,743	70,095,357	32,838,311	36,650,136	606,910
療養費等：食事療養・生活療養	4		7,850	-7,850	0
療養費等：療養費	5,186	65,370,650	52,300,209	12,824,293	246,148
療養費等：海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等：移送費	0	0	0	0	0
計	224,003	5,650,935,556	4,497,520,303	1,088,071,255	65,343,998

（４）７０歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	25,202	556,740,035	388,411,003	163,409,321	4,919,711
食事療養・生活療養（再掲）	213	3,329,515	1,023,655	2,236,860	69,000
療養費等：食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等：療養費	469	4,741,522	3,318,178	1,423,344	0
療養費等：海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等：移送費	0	0	0	0	0
計	25,671	561,481,557	391,729,181	164,832,665	4,919,711

（５）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	16,656	256,193,588	204,167,718	13,450,322	38,575,548
食事療養（再掲）	137	1,557,738	459,038	758,300	340,400
療養費等：食事療養	0		0	0	0
療養費等：療養費	36	555,734	444,582	-542,579	653,731
療養費等：海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等：移送費	0	0	0	0	0
計	16,692	256,749,322	204,612,300	12,907,743	39,229,279

備考	作成者 氏名　　印

様式１５－２　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（２）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

２．高額療養費の状況

		合算分		単独分				他法併用分	合計	現物給付分（再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分	その他			
総数	件数	1,774	13,422	2,352	3,862	3,704	4,651	3,318	33,083	19,053
	高額療養費(円)	47,431,443	133,702,128	241,917,990	335,412,322	520,337,199	154,672,257	427,230,007	1,860,703,346	1,656,063,775
（再掲）前期高齢者分	件数	956	12,349	953	2,130	2,158	3,941	1,893	24,380	
	高額療養費(円)	22,326,042	111,532,222	97,955,695	172,302,479	298,292,830	122,490,146	212,009,841	1,036,909,255	
（再掲）70歳以上一般分	件数	440	11,637	213	1,221	1,405	3,637	1,391	19,944	
	高額療養費(円)	6,160,753	91,178,726	18,644,447	89,384,398	152,905,839	104,785,385	122,393,434	585,452,982	
（再掲）70歳以上現役並み所得者分	件数	61	117	30	71	64	22	67	432	
	高額療養費(円)	2,918,127	5,622,081	4,203,171	6,182,507	19,203,805	3,756,806	15,314,965	57,201,462	
（再掲）未就学児分	件数	0	1	0	0	79	17	32	129	
	高額療養費(円)	0	18,078	0	0	4,214,758	304,424	7,556,410	12,093,670	

長期高額特定疾病該当者数	213 人

３．高額介護合算療養費の状況

件数（件）	100
給付額（円）	3,778,521

４．その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数（件）	171	256	31	0	16,397	16,855
給付額（円）	71,820,000	17,920,000	1,958,221	0	18,682,960	110,381,181

備考	作成者氏名	印

様式１５－３　国民健康保険事業状況報告書（事業年報）Ｃ表（３）
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

５．療養の給付等内訳

（１）全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	8,596件	125,938日	5,685,792,567円
	入院外	374,133	591,674	6,553,759,144
	歯科	89,124	156,619	1,170,411,650
	小計	471,853	874,231	13,409,963,361
調剤		259,200	(310,181枚)	2,996,332,597
食事療養・生活療養		(7,962)	(316,519回)	210,210,942
訪問看護		2,787	18,747	205,307,660
合計		733,840	892,978	16,821,814,560

（２）前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	4,744件	68,621日	3,378,565,748円
	入院外	194,091	318,444	3,608,129,296
	歯科	41,871	73,491	538,893,720
	小計	240,706	460,556	7,525,588,764
調剤		135,456	(161,016枚)	1,587,338,605
食事療養・生活療養		(4,415)	(166,558回)	112,046,089
訪問看護		1,009	7,271	79,217,350
合計		377,171	467,827	9,304,190,808

（３）７０歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,951件	43,500日	2,083,036,438円
	入院外	112,727	188,930	2,131,153,236
	歯科	23,336	41,001	303,377,360
	小計	139,014	273,431	4,517,567,034
調剤		79,191	(94,922枚)	950,516,805
食事療養・生活療養		(2,743)	(103,571回)	70,095,357
訪問看護		608	4,454	47,385,710
合計		218,813	277,885	5,585,564,906

（４）７０歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	223件	2,130日	190,745,720円
	入院外	13,109	19,759	218,783,460
	歯科	2,889	5,079	34,078,320
	小計	16,221	26,968	443,607,500
調剤		8,940	(10,385枚)	107,171,230
食事療養・生活療養		(213)	(5,017回)	3,329,515
訪問看護		41	258	2,631,790
合計		25,202	27,226	556,740,035

（５）未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	173件	1,384日	103,738,080円
	入院外	8,564	12,955	99,389,540
	歯科	1,213	1,623	15,013,560
	小計	9,950	15,962	218,141,180
調剤		6,650	(9,045枚)	31,908,190
食事療養		(137)	(2,420回)	1,557,738
訪問看護		56	383	4,586,480
合計		16,656	16,345	256,193,588

備考		作成者氏名	印

様式１７（市町村）

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）Ｅ表（１）（市町村）

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

○一般状況

		本年度末現在	（再掲）未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	（再掲）未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

１．収入状況及び支出状況

収入 科目		収入額（円）
保険料（税）	医療給付費分	74,141
保険給付費等交付金（普通交付金）		12,670
その他の収入		108,104
合計		194,915

支出 科目		支出額（円）
医療給付費	療養給付費	12,670
	療養費	0
	小計	12,670
	高額療養費	0
	高額介護合算療養費	0
	移送費	0
	計	12,670
国民健康保険事業費納付金（医療給付費分）		0
その他の支出		0
前年度繰上充用金		0
合計		12,670

２．保険料（税）収納状況　（円）

	調定額	収納額	還付未済額（別掲）	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	956,813	121,253	0	490,939	344,621	0
計	956,813	121,253	0	490,939	344,621	0

３．医療給付支払状況　（円）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	-89,495	12,670	102,165	0	0
	現年度分（再掲）	-89,495	12,670	102,165	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分（再掲）	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

４．備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計
	0.00 %	12.67 %	12.67 %

備考		作成者氏名	印

様式１７－２

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）Ｅ表（２）

（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

４．保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課［　］

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	１増・２減	千円 0	千円 0

保険料（税）算定額内訳

所得割	資産割	均等割	平等割
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %

課税対象額 所得割	課税対象額 資産割	課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考	作成者氏名
	印

様式１７－３

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）Ｅ表（３）

（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

５．保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課［　］

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	１増・２減	千円 0	千円 0

保険料（税）算定額内訳

所得割	資産割	均等割	平等割
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %

課税対象額 所得割	課税対象額 資産割	課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

備考	作成者氏名
	印

様式１８　国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）Ｆ表（１）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

○　保険給付状況

１．医療給付の状況

（１）全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1	-127,850	-89,495	-43,785	5,430
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 食事療養	0		0	0	0
療養費等 療養費 診療費	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 補装具	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 柔道整復師	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 その他	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 小計	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等 移送費	0	0	0	0	0
計	1	-127,850	-89,495	-43,785	5,430

（２）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等 食事療養	0		0	0	0
療養費等 療養費	0	0	0	0	0
療養費等 療養費 海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等 移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

２．高額療養費の状況

		合算分 多数該当分	合算分 その他	単独分 多数該当分	単独分 長期疾病分	単独分 入院分	単独分 その他	他法併用分	合計	現物給付分（再掲）
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再掲）未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	

長期高額特定疾病該当者数	０人

３．高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

備考	作成者 氏名　印

様式１８－２　国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）Ｆ表（２）
退職者医療にかかる医療給付状況
（令和　３年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	１３－０１８

４．療養の給付等内訳

（１）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
		件	日	円	件	日	円
診療費	入院	0	0	-121,980	0	0	-18,230
	入院外	0	0	-5,240	1	1	18,100
	歯科	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	-127,220	1	1	-130
調剤		0	(0枚)	-500	0	(0枚)	0
食事療養		(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
訪問看護		0	0	0	0	0	0
合計		0	0	-127,720	1	1	-130

（２）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
		件	日	円
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
調剤		0	(0枚)	0
食事療養		(0)	(0回)	0
訪問看護		0	0	0
合計		0	0	0

備考	作成者 氏名　　印

給　付　別　表　V　表　（1）

（全体）

（令和 3年度）

都道府県名	東京都	
保険者名	荒川区	
都道府県・保険者番号	13	— 018

1．地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（1）高額療養費支払義務額	（2）費用額	費用負担区分：保険者負担分	一部負担金	薬剤一部負担金（再掲）	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	927, 657	4, 829, 750	3, 525, 088	1, 041, 975	0	262, 687
心障医療（法制 No. 80）	113, 683, 857	758, 905, 580	548, 811, 042	115, 304, 595	0	94, 789, 943
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	3, 404, 831	116, 506, 120	81, 600, 123	6, 016, 051	0	28, 889, 946
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	46, 043	2, 265, 860	1, 628, 659	46, 043	0	591, 158
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	2, 702, 580	53, 767, 390	39, 498, 708	9, 995, 764	0	4, 272, 918
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	5, 752, 994	168, 668, 990	118, 068, 293	5, 538, 988		45, 061, 709
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	480, 759	300, 232, 190	212, 753, 884	18, 454, 844	0	69, 023, 462
計	126, 998, 721	1, 405, 175, 880	1, 005, 885, 797	156, 398, 260	0	242, 891, 823

2．出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	0	0

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　Ｖ　表　（２）
（７０歳以上一般分再掲）
（令和 3年度）

都道府県名	東京都		
保険者名	荒川区		
都道府県・保険者番号	13	－	018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（１）高額療養費支払義務額	（２）費用負担区分 費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	241,527	1,442,630	1,154,104	263,273	25,253
心障医療（法制 No.80）	18,738,441	175,771,360	140,617,088	19,806,990	15,347,282
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	458,390	366,712	22,153	69,525
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	425,570	340,456	0	85,114
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	1,304,790	18,615,350	14,892,280	3,290,310	432,760
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85：Ｂ型・Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No.10･21）	444,054	25,913,510	20,730,808	2,268,289	2,914,413
計	20,728,812	222,626,810	178,101,448	25,651,015	18,874,347

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　Ｖ　表　（３）
（７０歳以上現役並み所得者分再掲）
（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 － 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（1）高額療養費支払義務額	（2）費用額	費用負担区分 保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No. 80）	270, 264	1, 398, 500	978, 950	52, 532	367, 018
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	0	135, 090	94, 563	0	40, 527
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	0	3, 649, 640	2, 554, 748	349, 314	745, 578
Ｃ型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：Ｂ型・Ｃ型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	0	111, 730	78, 211	8, 197	25, 322
計	270, 264	5, 294, 960	3, 706, 472	410, 043	1, 178, 445

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　V　表　（4）

（未就学児分再掲）

（令和 3年度）

都道府県名	東京都		
保険者名	荒川区		
都道府県・保険者番号	13	－	018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（1）高額療養費支払義務額	（2）費用額	費用負担区分 保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No. 80）	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　V　表　（5）
（前期高齢者分再掲）
（令和 3年度）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 ー 018

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	（1）高額療養費支払義務額	（2）費用額	費用負担区分 保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	241,527	1,439,080	1,151,619	263,273	24,188
心障医療（法制 No. 80）	39,170,538	319,881,080	241,493,892	40,705,675	37,681,513
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	0	458,390	366,712	22,153	69,525
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	0	910,600	679,977	0	230,623
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	1,460,972	31,399,150	23,840,940	5,233,535	2,324,675
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	0	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	444,054	57,667,820	42,958,825	3,860,657	10,848,338
計	41,317,091	411,756,120	310,491,965	50,085,293	51,178,862

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　N　表　（1）

（全体）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 ー 018

1．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	
特殊疾病（法制 No. 51・83）	64,670	32,550	32,120	0
心障医療（法制 No. 80）	21,889,882	12,170,032	9,719,850	0
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	150,387	65,667	84,720	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	1,380	460	920	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	234,540	77,830	156,710	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	0	0	0	0
計	22,340,859	12,346,539	9,994,320	0

2．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,787	205,307,660	148,912,581	12,953,027	43,442,052

3．一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分再掲	70歳以上一般再掲（8割）	70歳以上一般再掲（9割）	70歳以上現役並再掲（7割）	70歳以上現役並再掲（8割）	未就学児再掲（8割）
	250,386	146,688	0	0	0	0	0

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　N　表　（2）

（７０歳以上一般分再掲）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都		
保険者名	荒川区		
都道府県・保険者番号	13	－	018

1．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名	費用負担区分			
（法制番号）	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	23, 740	20, 140	3, 600	0
心障医療（法制 No. 80）	4, 688, 441	2, 264, 961	2, 423, 480	0
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	0	0	0	0
計	4, 712, 181	2, 285, 101	2, 427, 080	0

2．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	608	47, 385, 710	37, 908, 568	5, 149, 138	4, 328, 004

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　N　表　（3）

（７０歳以上現役並み所得者分再掲）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都	
保険者名	荒川区	
都道府県・保険者番号	13	― 018

1．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51･83）	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
結･精適用医療（法制 No.10･21）	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	41	2,631,790	1,842,253	573,312	216,225

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　N　表　（4）

（未就学児分再掲）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 ― 018

1．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名	費用負担区分			
（法制番号）	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No.41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No.51・83）	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No.10・21）	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	56	4,586,480	3,669,184	0	917,296

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

給　付　別　表　N　表　（5）

（前期高齢者分再掲）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 -- 018

1．地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名（法制番号）	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療（法制 No. 41）	0	0	0	0
特殊疾病（法制 No. 51・83）	23,740	20,140	3,600	0
心障医療（法制 No. 80）	9,167,156	4,918,496	4,248,660	0
ひとり親家庭等医療（法制 No. 81）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担なし）	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No. 82 自己負担あり）	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No. 86）（法制 No. 85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No. 87）	0	0	0	0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No. 88）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担あり）	0	0	0	0
義務教育就学児医療（法制 No. 88 自己負担なし）	0	0	0	0
結・精適用医療（法制 No. 10・21）	0	0	0	0
計	9,190,896	4,938,636	4,252,260	0

2．訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,009	79,217,350	60,190,716	8,133,353	10,893,281

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

<公営用>

給　付　別　表　U　表

（令和 3年度）

都道府県名	東京都		
保険者名	荒川区		
都道府県・保険者番号	13	―	018

1．高額介護合算療養費（C表（2）内訳）

	全体	前期高齢者（再掲）	70歳以上一般分（再掲）	70歳以上現役並み（再掲）	未就学児（再掲）
給付額	3,778,521	3,432,979	1,813,629	0	0

2．高額介護合算療養費（上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分）

医療費助成事業名（法制番号）	全体	前期高齢者（再掲）	70歳以上一般分（再掲）	70歳以上現役並み（再掲）	未就学児（再掲）
老人医療（法制 No.41）	0				
特殊疾病（法制 No.51・83）	0	0	0	0	0
心障医療（法制 No.80）	2,213,472	1,867,930	517,444	0	0
ひとり親家庭等医療（法制 No.81）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担なし）	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病（法制 No.82 自己負担あり）	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎（法制 No.86）（法制 No.85：B型・C型ｳｲﾙｽ肝炎経過措置含む）	0	0	0	0	0
妊娠中毒症（法制 No.87）	0				0
乳幼児医療（都補助及び区市町村単独）（法制 No.88）	0				0
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担あり）	0				
義務教育就学児医療（法制 No.88 自己負担なし）	0				
結・精適用医療（法制 No.10・21）	0	0	0	0	0
計	2,213,472	1,867,930	517,444	0	0

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

年　報　別　表　M　表

（不当利得、不正利得、第三者行為の状況）

（ 令和 3年度 ）

都道府県名	東京都
保険者名	荒川区
都道府県・保険者番号	13 ― 018

1．不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

区分	項目	調定 件数 件	調定 費用額 円	収納 件数 件	収納 費用額 円	収入未済 件数 件	収入未済 費用額 円
不当利得返還金	現年度分 A	959	21,859,313	752	20,162,280	207	1,697,033
	過年度分 B	(-26)	(-637,948)				
		499	14,352,302	427	13,839,845	72	512,457
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		1	7,749,560	1	7,749,560	0	0
第三者行為賠償金	公害分 D	(0)	(0)				
		108	833,861	108	833,861	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		264	9,693,191	259	8,952,270	5	740,921
B＋C＋D＋E 計		(-26)	(-637,948)				
		872	32,628,914	795	31,375,536	77	1,253,378

2．不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

区分	項目	調定 件数 件	調定 費用額 円	収納 件数 件	収納 費用額 円	収入未済 件数 件	収入未済 費用額 円
不当利得返還金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	(0)	(0)				
		56	87,318	56	87,318	0	0
不正利得徴収金 C		(0)	(0)				
		1	14,847	1	14,847	0	0
第三者行為賠償金	公害分 D	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	(0)	(0)				
		0	0	0	0	0	0
B＋C＋D＋E 計		(0)	(0)				
		57	102,165	57	102,165	0	0

作成者氏名	

電話番号：　　内線：

令和４年９月発行
登録（０４）００４３号
荒川区福祉部国保年金課
荒川区荒川二丁目２番３号
電話　０３－３８０２－４０６５